

一般社団法人 地域創生プラットフォーム SDGs にいがた 会員規約

(名称)

第 1 条 この会は『一般社団法人 地域創生プラットフォーム SDGs にいがた』と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、新潟市中央区万代 3 丁目 1 番 1 号新潟日報社内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、新潟県内で SDGs に基づく企業活動や地域づくりを推進するため、SDGs 関連情報を収集・発信し会員相互のネットワークを広げることを目的とする。

(活動内容)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- ①ホームページによる情報収集と発信
- ②啓発セミナーの開催
- ③新潟 SDGs アワードの実施
- ④会員相互のマッチング事業
- ⑤テーマ別の分科会活動
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第 5 条 SDGs に興味、関心をもつ法人・個人とし、会員は一口につき 1 名とする。なお、教育機関が会員の場合、在学中の学生・生徒・児童の参加は自由とする。

(入会)

第 6 条 入会しようとする者は、SDGs にいがたホームページを通し、入会の手続きを行う。

(会費)

第 7 条 会員は年会費 10,000 円を納入しなければならない。ただし、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校については無償とする。

(退会)

第 8 条 会員は、事務局に退会届を提出し任意に退会することができる。その際、既納の会費は返金されない。

(事業年度)

第 9 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会員資格の抹消)

第 10 条 本会会員が次の号に該当することになった場合は、一般社団法人 SDGs にいがた社員総会の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなったとき
- ② 会費が納入されず、督促に応じない場合
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

(会則の変更)

第 11 条 この会則は、一般社団法人 SDGs にいがた社員総会の議決を経て改正することができる。

(その他)

第 12 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付則)

第 9 条について、2022 年度は 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。